

白石市の企業立地奨励金制度について

《対象となる業種、施設》

- (1) 製造業に関する工場又は研究所
- (2) 情報サービス業に関する拠点施設

《指定企業者の要件》

- 事業開始時の市内在住の新規常雇用者が
 - (1) 製造業 5人以上（中小企業者は3人以上）
 - (2) 製造業以外 10人以上（中小企業者は5人以上）
- 同一年における直接事業用の投下固定資産が3億円以上
(中小企業者は3,000万円以上)
- 制度を受けるためには、指定企業者申請書を事業開始の1カ月前までに提出する必要があります。

■ 企業立地奨励金（5年間交付 限度額なし）

工場などの新設または増設に要した、投下固定資産に係る固定資産税・都市計画税に相当する額を交付します。

（土地については工場及び事務所等の建築面積に限ります。）

■ 企業立地投資奨励金

工場などの新設または増設に伴い取得した、投下固定資産に係る固定資産税等相当額の一部を交付します。

- ・ 特定区域 固定資産税評価額の10%交付（限度額1億円）
- ・ その他の区域 固定資産税評価額の10%交付（限度額2,000万円）
（予算額により5年度以内に分割して交付することがあります。）

■ 企業立地雇用促進奨励金（限度額600万円）

工場などの新設または増設に伴い採用した、新規常雇用者1人（市内在住）につき20万円を交付します。

（事業開始から3年以内に市民を雇用し、引き続き1年以上雇用していることが条件となります。）

■ 企業立地緑化推進奨励金（限度額200万円）

特定工場の新設または増設に伴い、緑化に要した経費の30%相当額を交付します。
（事業開始までの間に緑地を整備した場合、1回限りとします。）

宮城県 白石市 建設部

スマートインターチェンジ・企業立地推進室

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8884 E-mail：kiritu@city.shiroishi.miyagi.jp